

情報モラル教育の実践 ～生徒と保護者の意識を変える～

足立学園中学校・高等学校 高田 昌輝
湘南工科大学附属高等学校 荒川 雄一郎

1. はじめに

足立学園中学校・高等学校は全日制の男子校で、足立区にある80年以上の歴史を持つ中高一貫校です。高校からも生徒を募集しています。生徒数は、約1,500名の進学校です。

湘南工科大学附属高等学校は全日制普通科で、神奈川県藤沢市にある湘南工科大学の附属高等学校です。男女共学で、生徒数は約1,300名です。部活動では、全国レベルで活躍する部活動が複数あり、オリンピック選手を輩出するものもあります。

2. 私たちのモットーと情報モラルの定義

現在、社会にはパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなど、様々な情報機器が溢れています。気軽に、便利な道具として私たちの生活に入り込んでおり、教師はそれらを有効的に活用できる力を生徒に身に付けさせていく必要があります。

私たちの授業では、「情報の加害者かつ情報の被害者にならないように」をモットーに、法的知識や情報モラルを重点に指導しています。特に今後、情報の更なる活用法が期待される社会においては、高等学校段階で情報モラルをしっかりと身に付ける必要があると考えています。

情報モラルの定義として、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」とし、具体的な範囲として「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなど

の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」と示されています。

3. 情報格差 ～入学段階の学力格差～

学力基準が一定層の生徒が集まっている高等学校入学段階では法的知識や情報モラルなどの学習到達度に大きな差があります。

生徒にいくつかの質問をアンケートしました。まず「自分のブログやSNSなどに他人の画像を載せたことがあるか」という質問には78%の生徒が、YESと答えました（ブログやSNSをやっていない生徒は含まない）。次に「高校入学までに情報モラルについてどこで指導されたか」と質問しました。その結果は次の通りです。

小学校

- ・やっていない（やった記憶がない）……68%
- ・やった………32%

中学校

- ・技術でやった………34%
- ・モラル講座をやった…12%
- ・やっていない（やった記憶がない）……45%
- ・その他………9%

生徒は、旧学習指導要領に沿った授業を受けてきているので中学校では技術で約44時間の「B. 情報とコンピュータ」を学んでいます（技術は中1・2で35時間×2、中3で17.5時間学習する。これにより中学3年間で、技術は約88時間。その半分の44時間が「B. 情報とコンピュータ」にあてがわれる）。

中学段階で学ぶ「B. 情報とコンピュータ」の内容は次の通りです。

- (1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割【必修】
- (2) コンピュータの基本的な構成と機能及び操作【必修】
- (3) コンピュータの利用【必修】
- (4) 情報通信ネットワーク【必修】
- (5) コンピュータを利用したマルチメディアの活用【選択】
- (6) プログラムと計測・制御【選択】

※旧学習指導要領では、情報モラルを直接学ぶ項目がない。

4. 家庭における情報モラル

保護者と生徒に「家庭で情報モラル（携帯電話の使い方やインターネット利用）について話をしたことがあるか」という質問をしました。その結果は次の通りです。

保護者

- ・話している……………35%
- ・話していない（話した記憶がない）……65%

生徒

- ・話している……………22%
- ・話していない（話した記憶がない）……78%

また、「家庭で携帯電話やインターネットの利用方法にルールがあるか」という質問では、

保護者

- ・ある……………56%
- ・ない……………44%

生徒

- ・ある……………29%
- ・ない……………71%

これらの質問で、まず気になるのが保護者と生徒の結果の違いです。保護者は情報モラルやルールを自宅で指導しているが、生徒の意識は低いということです。また、「家庭で情報モラル（携帯電話の使い方やインターネット利用）について話をしたことがあるか」という質問に65%の保護者が話をしていないと回答しています。

保護者に、PCや携帯電話端末以外に「ゲーム機やミュージックプレーヤーからインターネットの利用ができることを知っているか」、「スマート

フォンやゲーム機は無線LANを利用すると、フィルタリングをすり抜けられることを知っているか」という質問をしたところ、ほとんどの保護者が「知らない」を選択しました。同様にこの2つの質問を生徒にしてみると、8割以上の生徒が知っていると答えました。このことから、親より子どもの方がインターネットの世界を知っているということが推測されます。

5. 現状の高校生

現在、高校生は携帯電話を持つのが当たり前になり、友達同士でのメールのやり取りに依存する生徒もいます。そのような環境の中、最近、若年層のネットトラブルが増えています。生徒はインターネットの知識や使い方などについては多くのことを知っています。その一方で、法的知識や情報モラルが身に付いていないことが多く、ネットワーク犯罪が多様化し、その問題に巻き込まれる場合も少なくありません。ブログやツイッターの炎上、ネットいじめ・誹謗中傷などで交友関係にトラブルを抱えることもあります。

また、自分のプロフィールを公開するサイトなどで、ネット上に自分の顔写真や名前などをアップすることに抵抗を感じておらず、ほぼ個人が特定できる状態で、そのようなサイトを友達との交流の場として利用しています。ネットトラブルに巻き込まれる可能性が高く、非常に危険な状態だといえます。

インターネットの閲覧に関しては、フィルタリングなどの対処がある中、対象年齢未満にもかかわらず年齢制限のあるサイトを閲覧したことがある生徒は24%でした。フィルタリングは確実ではなく、子どもに相応しくないサイトにもアクセスできることがあります。

このように、高校生の周りには多くの危険性で溢れているのが現状です。

6. 本校での実践

(1) 生徒のネット利用状況に関するアンケート

最初のアンケートでは、今後のレポート作成の

ためのデータ収集だけではなく、実際に生徒がどのような環境でネットを利用しているのかを知る機会にもなりました。

現在、携帯電話を持っている生徒はほぼ100%であり、そのうちスマートフォンを使用している生徒は35%にも上ります。SNSを利用している者も57%と多いのですが、携帯端末にウィルス対策を講じている生徒は51%と半数程度でした。実際に、ワンクリック詐欺、架空請求などのネット被害にあった生徒も11%を占めました。

これらのアンケート結果をExcelで集計し、授業ではネット被害・情報モラルに興味を持たせるところから始めました。Excelでの集計、グラフ化を行う上で、基本的なExcel技術を習得するための授業を5時間行いました。シートの使い方から四則演算、関数、グラフの作成を行いました。

(2) インターネットにおける危険性

情報社会にどのような危険性があるのか、実際の事件を例にニュース記事・動画などを利用して知ってもらいます。

クラスで6グループ作り、自分たちが一番興味のある事例を下記のようなトラブルから選択させ、「なぜいけないのか」「どうすれば防げるのか」を考えさせます。他人を納得させられるような理由を挙げることを条件とします。

☆情報社会における危険性

- ・コンピュータウィルス
- ・不正アクセス
- ・ネット詐欺
- ・インターネット依存症
- ・携帯電話依存症
- ・迷惑メール
- ・著作権の侵害
- ・出会い系サイト

など

(3) 情報モラルのプレゼンテーション実践

情報社会・ネット被害から自分を守る方法をPowerPointで発表します。相手にわかりやすく伝えるためのスライドを作るためにPowerPoint講座を2時間行いました。スライドは6枚とし、



写真1 生徒のスライド制作



写真2 発表の様子

時間は1分30秒以内としました。

発表後には振り返りを行い、それぞれの班の良かったところ、悪かったところを挙げ、次回の発表時に活かせるようにまとめを行いました。

(4) 保護者への情報モラルの意識付け

「家で行うべきネット被害対策」という宿題を出し、保護者と話し合いの上、実際に実行できる内容で対策を考え、その内容についてスライド5枚で発表を行いました。

また、家庭で話し合いをするための資料として、現代社会のネットで起きた事件の資料を配布しました。パソコンや携帯電話・スマートフォン以外にも、現在では、ゲーム機や音楽プレーヤーなどでWebを閲覧できるものが溢れています。携帯電話のキャリアでWebのアクセス制限をかけている場合でも、Wi-Fiで接続した場合にはフィルターを通らずにWebを閲覧できることがあります。

家族とネットワークのルールを決めよう！

捜査中に自分たちで調べて発表したことを家族と話し合い、家でのネットワーク（インターネット）や携帯電話端末などの使い方についてルールを作ろう！
後日、決まったルールを捜査中に発表してもらいグループでまとめてもらいます。

例えば、

- 寝るときは、携帯電話端末を自分の部屋には持っていかずリビングに置く
- Wi-Fi にも対応したフィルタリングソフトを使う
- 携帯電話端末でゲームはやらない

など

ルールその①

私の家では、

というルールになりました。

もし、ルールを守れなかったら、

をします。

クラス 番号 氏名

家庭でのネット被害対策の課題

このような事実を受けたうえで、家庭でルールを作成してもらい、保護者にも意識を高く持ってもらう機会を作りました。

7. まとめ

生徒を守ることは学内だけでは限界があり、保護者の協力が必要です。目まぐるしく変わりゆく技術の進歩に保護者が置いていかれることは、無意識に子どもを危険にさらすことにつながりかねません。そのような事態が起きないように、学校は保護者へも情報を提供することが必要です。

生徒たちの発表後に、再度保護者から協力をいただき、アンケート調査を行いました。

「家庭で情報モラル（携帯電話の使い方やインターネット利用）について話をする回数が増えた」という質問の結果が次の通りです。

保護者

- ・ 増えた……………78%
- ・ 減った……………3%
- ・ 変わらない……………19%

また、「情報モラルやネットワークに対する危

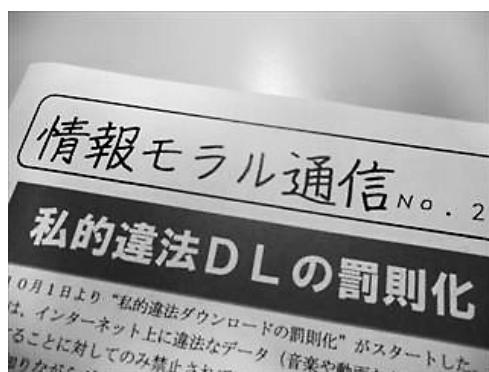


写真3 情報モラル通信

機意識が高まった」という質問には、

保護者

- ・ はい……………100%

生徒

- ・ はい……………96%
- ・ いいえ……………4%

上記の質問を含め、保護者の情報モラルに対する意識が大きく変わったように受け取れます。また、全体的に肯定的な評価をいただくことができました。

ただ、これだけでは生徒の情報モラルが一時的に向上しただけにすぎず、常に意識を高く持てるように指導していかなければなりません。

そのためには、新学習指導要領の総則「教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」に示されている「各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」とともに、他教科と連携し、教育界全体で情報モラルを取り上げていく必要があります。

参考文献

- 1) 文部科学省 「学習指導要領」（平成11年3月）
- 2) 文部科学省 「学習指導要領」（平成21年3月）
- 3) 文部科学省「教育の情報化に関する手引」（平成22年10月）第5章 学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携